

短期給付に係る標準処理期間について

1. 組合員の資格に関する申請

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	
任意継続組合員資格の喪失	
資格喪失証明の発行	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	

2. 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	30日
被扶養者の取消	
被扶養者証の記載事項の訂正	
被扶養者証亡失等による再交付	

3. 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	45日	決定月の25日 (要請求)
移送費・家族移送費の支給		
家族療養費の支給		
入院時食事療養費の支給		
入院時生活療養費の支給		
出産費・家族出産費の支給		
埋葬料・家族埋葬料の支給		
傷病手当金の支給		
出産手当金の支給		
休業手当金の支給		
育児休業手当金の支給		
介護休業手当金の支給		
弔慰金・家族弔慰金の支給		
結婚手当金の支給		
災害見舞金の支給		
高額療養費の支給	60日 (医療機関からの請求受理後)	決定月の25日 (自動給付)
一部負担金払戻金・家族療養費附加金の支給		
訪問看護療養費・家庭訪問看護療養費の支給		
前納された任意継続掛け金の還付	45日	決定月の25日

4. その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高 齢 受 給 者 証 の 交 付	20日
標 準 負 担 額 減 額 認 定 証 の 交 付	
特 定 疾 病 療 養 受 領 証	
限 度 額 適 用 ・ 標 準 負 担 額 減 額 認 定 証 の 交 付	
上 記 証 の 記 載 事 項 の 訂 正	
上 記 証 の 亡 失 等 に よ る 再 交 付	
支 払 未 済 の 給 付 請 求	
第 三 者 の 行 為 に よ る 損 害 の 賠 償 請 求	
レ セ プ ト の 開 示 請 求	

(注) ①標準処理期間とは、請求書等を所属所が受理した日から、交付または支給までの処理に要する期間である。

②標準処理期間のうち、請求書等を所属所が受理してから支部に届くまでの期間を10日とする。

③標準処理期間には、書類不備等により是正を求める補正の期間は含まないものとする。